

【令和 7 年度分】介護保険負担限度額認定の更新のご案内

令和 7 年 7 月末に有効期限が到来する「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方で引き続き「介護保険負担限度額認定証」の交付を希望される方は、更新申請の手続きをお願いします。要件に該当しない方や更新を希望されない方は、手続きの必要はありません。

- 介護保険負担限度額認定を受けることができる方は、以下の要件を満たす方です(令和 7 年8月から)

利用者負担段階	収入要件	資産要件
第 1 段階	生活保護受給者	預貯金等の要件なし
	本人及び世帯員全員が住民税非課税である 老齢福祉年金受給者	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 1,000 万円（夫婦で 2,000 万円）以下
第 2 段階	世帯員全員が住民税非課税であって、 合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80.9 万円以下の方	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 650 万円（夫婦で 1,650 万円）以下
第 3 段階①	世帯員全員が住民税非課税であって、 合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80.9 万円超 120 万円以下の方	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 550 万円（夫婦で 1,550 万円）以下
第 3 段階②	世帯員全員が住民税非課税であって、 合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 120 万円超の方	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 500 万円（夫婦で 1,500 万円）以下

- ・住民税非課税世帯でも、世帯分離中や内縁関係の配偶者が住民税課税者である場合は、介護保険負担限度額認定の対象とはなりません。
- ・収入要件は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日で判定します。
- ・第 2 号被保険者の方については、資産要件は一律 1,000 万円（夫婦で 2,000 万円）以下です。

- 保険負担限度額認定を受けた場合の1日当たりの費用

利用者負担段階	居住費				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第 1 段階	880 円	550 円	550 円 (380 円)	0 円	300 円	300 円
第 2 段階	880 円	550 円	550 円 (480 円)	430 円	390 円	600 円
第 3 段階①	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	650 円	1,000 円
第 3 段階②	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	1,360 円	1,300 円

- ・介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額になります。

● 申請に必要なもの

1 介護保険負担限度額認定申請書 ※裏面(同意書)も記入が必要

2 預貯金額等確認できるもの

① 預貯金の場合:通帳のコピー

- ・ 銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるページと申請日の直近2か月以内の残高がわかるページ
- ・ 定期預金のページ

② 有価証券、定期預金証書の場合:証券会社や銀行の口座残高のわかるもののコピー

※ 配偶者がいる場合は、配偶者の預貯金額等確認できるものも必要です。

※ 必要に応じて金融機関へ照会する場合があります。

● 注意事項

- ・ 介護保険負担限度額認定証の有効期限の開始日は、申請書及び必要書類が全てそろい、市で正式に受理した月の1日からとなります。
- ・ 8月31日までに申請されなかった場合は、8月分の適用ができませんのでご注意ください。

問い合わせ
提出先

羽島市役所 高齢福祉課 介護業務係

058-392-1111 (内線 2553・2554)